

サイト運営者向け

改正個人情報保護法とアクセス解析

サイト運営者が今知っておきたいこと

株式会社ウェブジョブズ QA ZERO 開発チーム

2026年4月版

エグゼクティブサマリー

まず知っておきたい4つのポイント

Q1. 何が変わったのか？

2026年4月7日、個人情報保護法の改正案が閣議決定されました。アクセス解析に関係しやすいのは、以下の3つです。

- ① 連絡可能個人関連情報の不適正利用・不正取得の禁止
- ② 統計作成等特例の新設
- ③ 課徴金制度の導入

Q2. Cookie同意バナーは必須になった？

一律必須にはなっていません。

ただし広告連携やパーソナライズなどを含む典型的な運用では、実務上は必要になりやすい傾向があると解釈される可能性があります。

Q3. GA4やClarityは使えなくなる？

使えなくなるわけではありません。

ただし越境移転（法28条）の継続確保義務など、運営者側が担う責任は以前から軽くなく、改正でその重さがより見えやすくなった位置づけです。

Q4. これから何を考えればいい？

データの棚卸し、プライバシーポリシーの見直し、同意UIの設計、あるいはCookieレス+匿名計測への切替といった選択肢の検討です。具体的な対応は今後公表される個人情報保護委員会のガイドラインを踏まえて進めるのが現実的です。

※ 本資料は法的助言ではありません。法律案は国会審議中であり、細部の運用ルールは法律成立後に個人情報保護委員会の規則・ガイドラインで明らかになる見込みです。

改正案の要点 – 3つだけ押さえる

① 不適正利用・不正取得の禁止

新設31条の2

Cookie IDやメールアドレスなど「特定の個人に働きかけ可能な情報」が対象とされています。

誤解しやすいポイント

「Cookieを使うな」でも「同意を取れ」でもなく、悪用・詐取を禁止する規律です。通常のアクセス解析を直接規制する条文ではないと読めます。

② 統計作成等特例の新設

30条の2、31条の3

「統計作成等のみ」を条件に、公表・書面合意の要件を満たせば、本人同意なしで第三者提供が可能に。

誤解しやすいポイント

「目的の全部が統計作成等」が条件。GA4のような汎用SaaSはベンダー側の利用目的が統計以外も含みうるため、この特例に乗りにくいと解釈されえます。

③ 課徴金制度の導入

違反行為に対して利益相当額の納付命令という実効的な抑止が入る方向です。

誤解しやすいポイント

すべての違反が対象ではなく、重大・悪質な類型（統計特例の逸脱など）が想定されています。

未特定の論点と、今後のガイドラインについて

本改正案には、委員会規則や今後のガイドラインに委ねられている部分が少なくありません。過去の改正でも個人情報保護委員会は法律成立後にガイドライン・Q&Aを改訂してきた経緯があります。今後の運用判断は、成立後に公表される個人情報保護委員会のガイドラインや関連Q&Aにのっとって検討されることをおすすめします。

GA4・Clarityを使っている運用は、何を意識すべきか

共通論点：越境移転（法28条）

GA4（Google）もClarity（Microsoft）も、データが国外に送られる典型ケースです。現行法でも外国にある第三者への個人データ提供には、同意・基準適合体制・継続確保のいずれかの対応が求められています。個人情報保護委員会のFAQでは「委託だから28条不要」という理解を明確に否定しています。

GA4のようなクラウド型アクセス解析ツールの論点

広告連携・パーソナライズを使う運用だと、Google側で他情報と照合されて「個人データとして取得されることが想定される」と評価されうるため、実務上は同意取得が必要になりやすい傾向があると解釈できます。

Google Consent Mode等で同意状態を反映する仕組みは整備されていますが、「法的に同意が必要かどうか」の判断は運営者側の責任という構造は変わりません。

Clarityのようなヒートマップ・録画ツールの論点

Clarityの特徴はセッション録画・ヒートマップです。入力フォームや購入画面が録画される可能性があり、設定次第で個人情報・秘匿性の高い情報が意図せず取得されうる点は、GA4以上にプライバシーリスクが高いと整理できます。

マスキング機能はありますが、設定責任は運営者側にあります。

「大手ベンダーを監督できるのか」という現実論

規則18条は定期確認・支障対応・継続困難時の提供停止判断を求める設計です。中小のサイト運営者がGoogle・Microsoftの体制を実効的に監督・監査できるかといえば、現実的には非常に難しいのが実情です（※法的には契約書・認証・公開情報等での確認が想定されています）。この「監督の実効性」をどう担保するかは、現行法下でも改正案下でも継続的な論点として残ります。

※ 本資料は法的助言ではありません。法律案は国会審議中であり、細部の運用ルールは法律成立後に個人情報保護委員会の規則・ガイドラインで明らかになる見込みです。

同意バナーは必要？ — 自社の運用を整理する

まず結論：一律必須ではないが、典型運用では必要になりやすい傾向があります

自社環境型

クラウド型

個人を
特定する

① 会員IDと紐づく自社運用のアクセスログ解析

主な論点

- 個人データの取扱い
- 利用目的・安全管理

プラポリでの目的明示が中心になると解釈される可能性があります

② GA4のようなクラウド型広告連携ありのアクセス解析ツール Clarityのようなヒートマップ・録画ツール

主な論点

- 越境移転（法28条）、想定取得（法31条）
- 継続確保義務の実効性

同意取得と越境対応の両輪が必要になりやすい傾向があると解釈される可能性があります

個人を
特定しない

③ Cookieレスで自社環境に設置する集計ツール

主な論点

- 個人情報化しない設計であれば論点は最小化
- 越境論点も発生しない

透明性（プラポリでの通知）で対応できる余地があると解釈される可能性があります

④ Cookieレス型のクラウド集計SaaS

主な論点

- 越境論点は弱まる方向
- ただし設計変更時の再評価が必要

プラポリでの送信先・国名等の明示は推奨される傾向があると解釈される可能性があります

② → ③ へ：設計を見直すことで、論点そのものを減らす選択肢があります

個人を特定しない設計（Cookieレス等）＋自社環境型に寄せることで、越境移転・同意取得・継続確保義務といった論点に関わりにくくなる、という構造上の利点があります。

サイト運営者がやるべきこと

5つのチェックリスト

1

データ棚卸し

どんな項目が、どのベンダーに、どの国へ送られているか。まずは自社の現状を把握することが出発点です。

2

プライバシーポリシーの見直し

送信先・国・利用目的を具体的に記載。「アクセス解析ツールを使用しています」だけでは不十分な方向です。

3

ベンダー契約（DPA等）の確認

利用目的・再提供・監査権の範囲を確認。統計作成等特例の要件と合致するかも検討ポイントになります。

4

同意UIの設計判断

同意が必要な運用ならCMP+バナーの設計。不要にしたいなら、データフロー自体の設計変更を検討します。

5

Cookieレス・識別子最小化の検討

同意依存を下げる最も堅い方向性。同意バナーによる欠測の軽減というマーケティング上のメリットもあります。

※具体的な対応方針は、今後個人情報保護委員会から公表されるガイドラインを確認しながら段階的に判断していくのが現実的です。

Cookieレス × 自社環境型 という選択肢

ガイドラインの細部に振り回されにくい設計に寄せておく、という備え方

Cookieレスでも逃さない

将来の規制強化にも対応。Cookie同意バナーへの依存を下げ、データ収集の確実性が持続します。

同意拒否による欠測も減り、データ品質の安定にもつながります。

データは自分たちのもの

国産・自社環境型なので、データが自社の管理下にとどまります。越境移転そのものが発生せず、監督すべき「外国にある第三者」が存在しません。

日本語でのサポート体制も安心材料です。

統計特例にも素直に乗せやすい

利用目的を自社でコントロールできるため、統計作成等特例の要件（目的限定・公表・書面合意等）にも素直に乗せやすい設計が可能です。

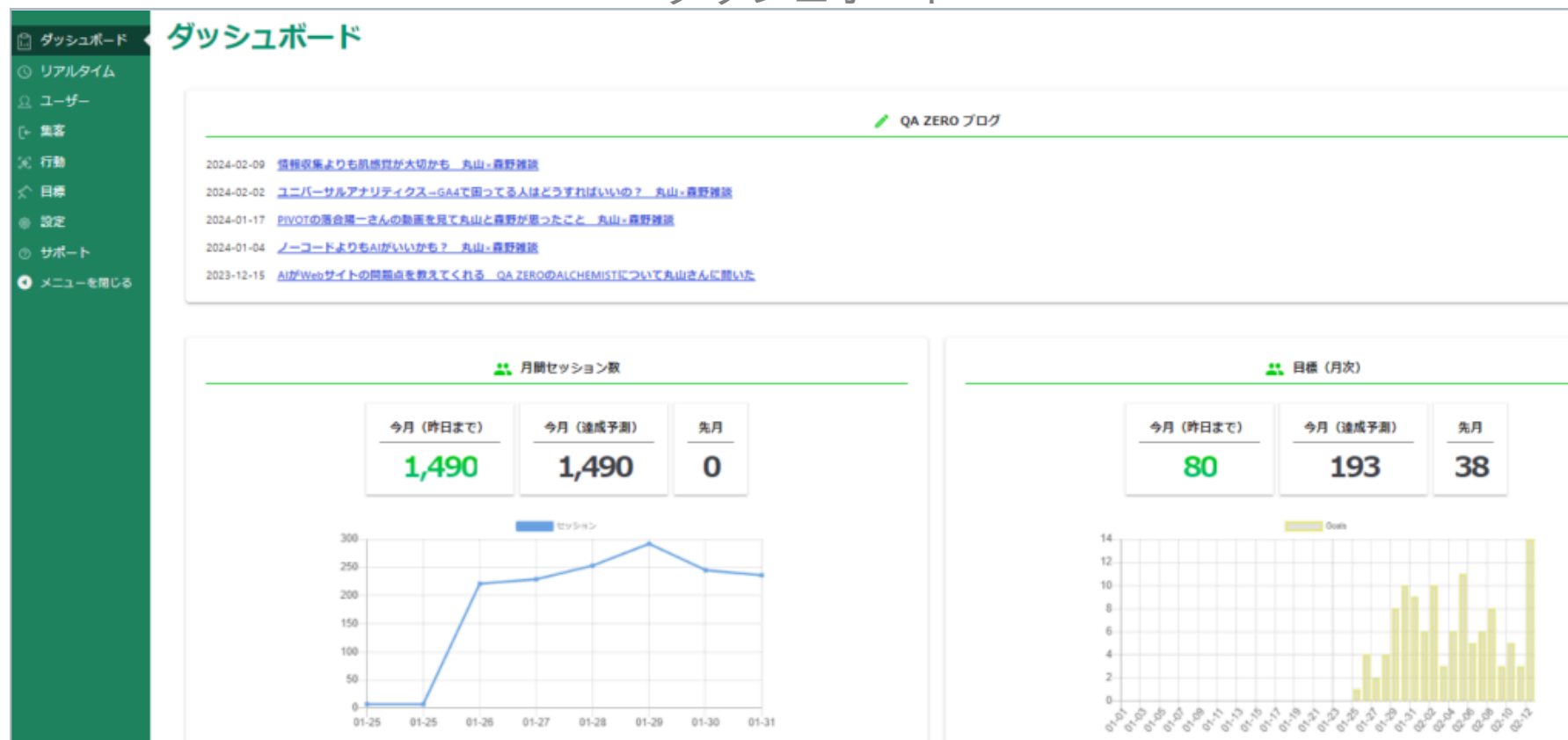
QA ZERO

国産・Cookieレス計測・自社環境型のアクセス解析基盤

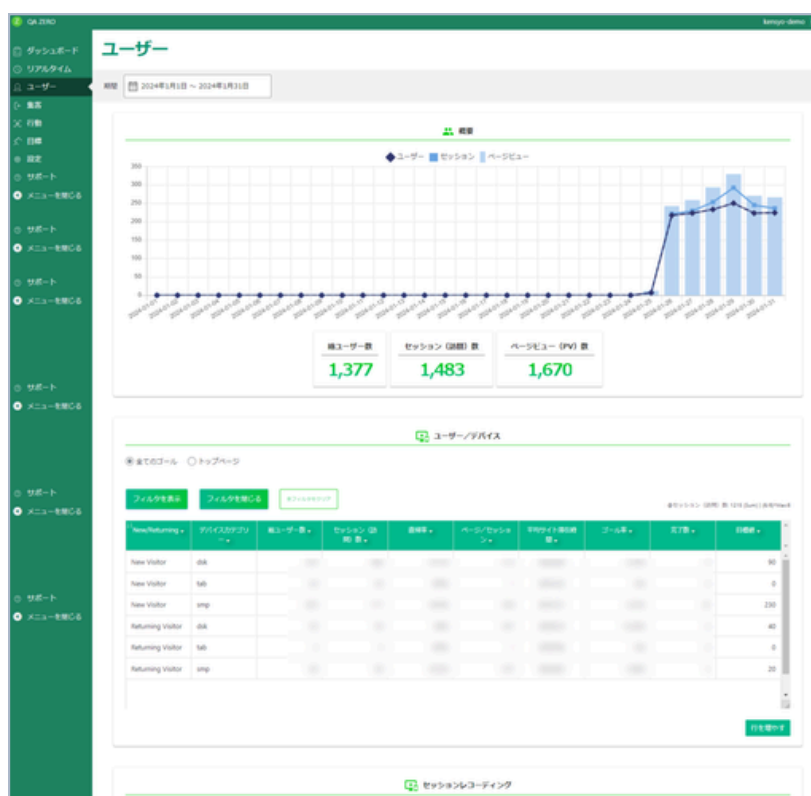
越境移転の心配なし。監督すべき外国ベンダーなし。日本語でのサポート。
プライバシー配慮と実用性のバランスを取るための選択肢の一つとして。

QA ZERO管理画面

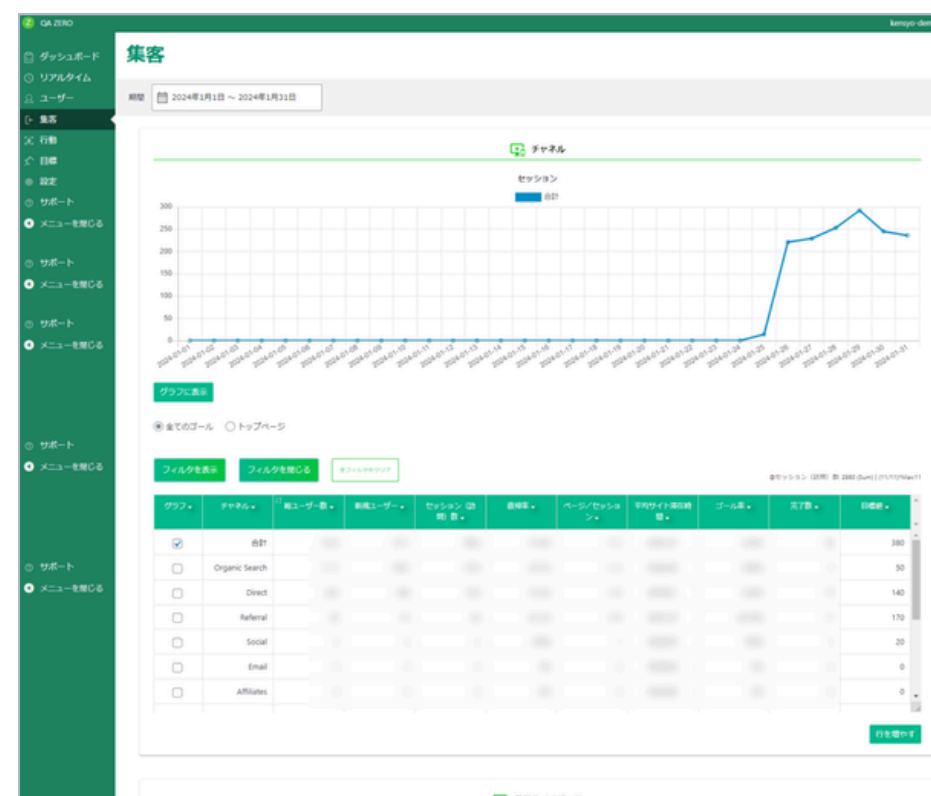
ダッシュボード



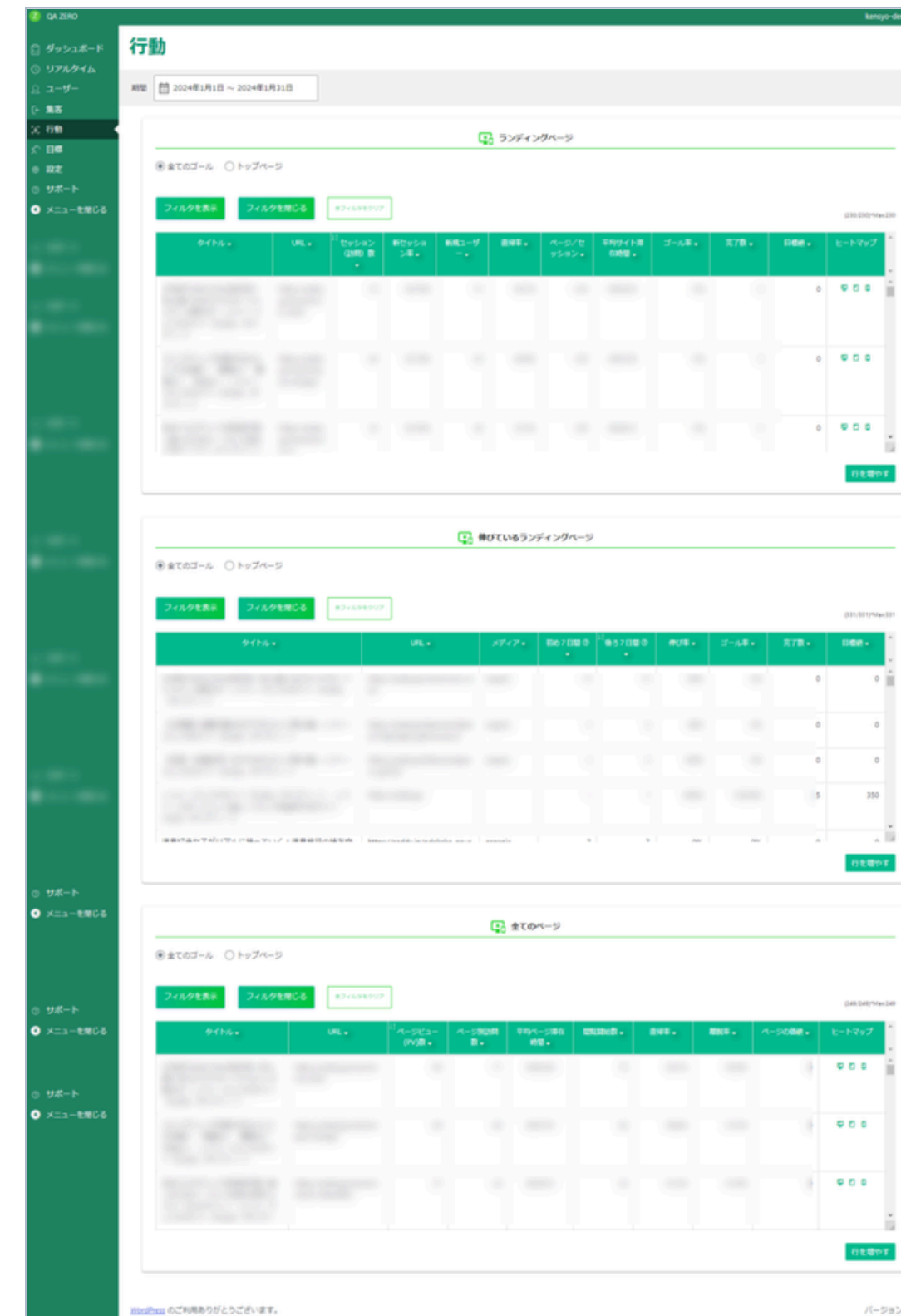
ユーザーレポート



集客レポート



行動レポート



QA ZERO

お問い合わせ

info@qazero.com



<https://qazero.com/>

Cookieレス対応 & 1st Partyデータ がんばらなくても回りだすサイト改善

本資料は2026年4月7日閣議決定の「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」に関する情報をもとに、サイト運営者向けに論点を整理したものです。法律案は現在国会で審議中であり、細部の運用ルールについては、法律成立後に個人情報保護委員会が定める規則やガイドラインで明らかになっていく見込みです。本資料は法的助言ではなく、個別の対応は専門家にご相談ください。